2013．11．1発行
第８号

江東西あおいろ会報

公益社団法人江東西青色申告会

〒 135－0011 東京都江東区扇橋３丁目１番２号
TEL 03（3649）4178 ： FAX 03（3649）6876
http://nishiaoiro.sakura.ne.jp/

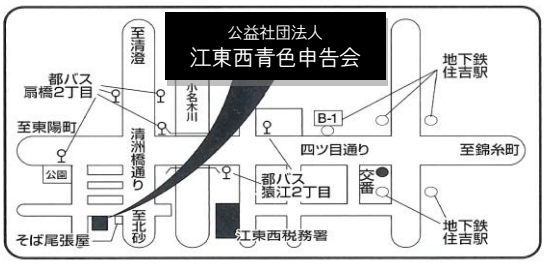

東京国税局からのお知らせ

平成 26 年 4 月 1 日から
消費税率が引き上げられます

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

【主な改正内容】

①消費税収入の使途が明確化されました。

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障４経費）に充てるものとされ、 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障４経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

②消費税率を引き上げることとされました。

	現 行	平成26年４月１日	平成27年10月１日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% （消費税額の25／100）	1.7% （消費税額の17／63）	2.2% （消費税額の22／78）
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

③税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください

国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm

事務局からのお知らせ

◆　１２月は会費引落月です。該当する方には請求書を会報と共にお送りしています。

口座振替をご利用の方は平成２５年１２月６日（金）に２５年１０月～２６年３月分（６か月）または４月～３月分（１２か月）の会費を、ご指定の口座より引き落としさせていただきます。残高の確認をお願い致します。

◆　郵便払込をご希望されている方は、次号の会報と一緒に「コンビニ専用払込用紙」をお送りいたします。

平成２６年４月以降コンビニ専用払込用紙でのお支払いについては、払込手数料をご本人様にご負担いただくこととなりました。会費の納入は便利な口座振替をご利用ください。次期請求時に「口座振替登録依頼書」を同封いたしますので、お手数ですがお手続きください。

◆　引越しや移転等により住所や電話番号に変更があった場合には速やかにご連絡ください。

区民まつり　ご報告

過日は区民まつりにご協力いただきありがとうございました。

当日は悪天候のため１３時を持ちまして中止となりましたが、各役員・支部理事をはじめ多くの方々にご理解とご協力を頂き、役職員一同深く感謝するとともに心より御礼申し上げます 。

今後とも御指導御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人江東西青色申告会　役員一同

「国外財産調書」の提出制度について

東京国税局からのお知らせ

平成２４年度の税制改正により、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく制度(国外財産調書制度)が創設され、平成２６年３月から提出が始まります。

1　国外財産調書を提出しなければならない方

居住者(「非居住者」の方を除きます)の方で、その年の１２月３１日において、その価額の合計額が５千万円を超える国外財産を有する方です。

2　国外財産の価額

国外財産の「価額」はその年の１２月３１日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています(いずれも「邦貨換算」)。

3　提出期限

法施行後の最初の国外財産調書は、平成２５年１２月３１日における国外財産の保有状況を記載し、平成２６年３月１７日までに提出していただくことになります。

詳しくは、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

ｅ－Ｔａｘで申告書を提出した方へ

昨年分の確定申告書を e-Tax(電子申告)で提出された方には、税務署から「青色申告決算書」及び「所得税の確定申告書」が送付されません。

そのため、青色申告会を通して e-Tax(電子申告)で提出された方には、当会より「青色申告決算書」及び「所得税の確定申告書」の下書き用をお配りいたします。

- 減価償却計算書・青色申告決算書用紙(下書き用)については年内に送付
- 所得税の確定申告書用紙(下書き用)はＨ２６／１月号の会報に同封

Ｈ２５年中に資産の購入・除却・買い替え等がある方へ

平成２５年中に、３０万円以上の工具器具備品を購入した方、車輌の下取り・買い替えをした方、６０万円以上の修繕改装などあった方は、事前に事務局までご相談ください。平成２５年分の減価償却費を計算致します。ご利用ください。

active net AN
青年部 アクティブネット
発行責任者　町野　幸史
編集担当者　和泉　敬三
第１４０号

女性部青年部合同企画

税制改正勉強会

会員から出された税の疑問!!
◎お墓には相続税はかかるの？
◎不動産賃貸業の消費税は？

税制改正で私達に関係の深いところも多くあります。是非参加して質問して下さい。

・所得税最高税率の見直し
・教育資金の一括贈与（１５００万円まで）の非課税化
・相続税の基礎控除の引き下げ
・小規模宅地等の評価減の特例の見直し
※上記は税制改正の一部抜粋です。

日　時　１２月１１日（水曜日）
　　１４時～
場　所　(公社)江東西青色申告会　会館3階
講　師　江東西税務署　管野 慎一　上席
参加費　無　料

申込み：(公社)江東西青色申告会　事務局まで

江戸切子 体験教室

日時　１１月９日（土）　１４時～/１５時～
場所　(一般)江東東青色申告会　事務局内
　　江東区亀戸２－２３－１２　長東ビル
参加費　会　員　無　料
　　一　般　５００円
(一般)江東東青色申告会　青年部　共同主催
申込み：(公社)江東西青色申告会　事務局まで

※ まだ多少 参加人数 に余裕があります

１０月の報告

第四回　正副部長会議
３日　木曜日　青色会館

・慶弔費規程確認
・下期事業のスケジュールと内容確認
　国会議事堂見学ツアー
　江戸切子体験教室
　クリーンキャンペーン
　税制改革勉強会
・その他行事の内容確認
　区民祭
　納税表彰
　税務署長講演会

第四回　事業委員会
１０日　木曜日　青色会館

・正副部長会議の報告と確認
・その他 勉強会・事業の開催意義と日程の調整説明　など

国会議事堂見学ツアー
２５日　金曜日

総勢44名で国会議事堂見学、衆議院議員 柿沢未途さんと記念写真、区議会議員 鈴木きよとさん案内での憲政記念館の見学など意義のあるツアーが出来ました。

スケジュール表

11月	９日（土）	江戸切子体験教室 江東東青色申告会事務局内 １４：００～：１５：００～
	１６日（土）	クリーンキャンペーン 銀座・有楽町周辺 １２：３０～ ※「政治を語る会」は、議員との時間調整中にて　11月の開催は中止となりました。
12月	１１日	税制改正勉強会
	１９日	青年部 忘年会 （第四ブロック会議合同）
１月	１０日	第五回　正副部長会議
	１６日	青年部 新年賀詞交歓会

青年部では部員を募集しています。
青色申告の普及や街の発展、事業拡大に役立つ企画をしてみませんか？
ご一緒に行事・勉強会を創りあげて頂く人を募集してます。
質問でも構いません。一度ご連絡を！！

(公社) 江東西青色申告会
０３－３６４９－４１７８
又は
青年部 副部長　和泉
090-5551-5397